





## 行政活動の評価に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 知事が行う評価

第1節 実施等（第4条・第5条）

第2節 評価への県民参加（第6条 第9条）

第3節 評価結果の取扱い（第10条 第12条）

第3章 知事以外の実施機関が行う評価（第13条）

第4章 雑則（第14条 第16条）

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、県が県民の参加を得てその行政活動について自ら評価を行うことが自治の一層の発展を図る上で極めて重要であることにかんがみ、県が行う行政活動の評価に関し必要な事項を定めることにより、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 政策 県の行政運営における特定の目的を実現するための基本的な方針をいう。
- 二 施策 政策を実現するための個々の具体的な方針をいう。
- 三 事業 施策を実現するための手段として実施される個々の行政活動をいう。
- 四 実施機関 知事、公営企業管理者、教育委員会、公安委員会及び警察本部長をいう。

#### （評価の基本的な在り方）

第3条 県は、行政活動の評価を行う場合においては、政策、施策及び事業について、それらの県民生活及び社会経済に対する効果を把握することにより、それらの目的又は目標に照らして、必要性、有効性又は効率性の観点その他必要な観点から、客観的な判定を行い、行政運営上の判断を行う上で必要な情報を提供するものとする。

2 県は、行政活動の評価の結果を行政活動に適切に反映させ、行政運営の効率性及び質の向上を図るものとする。

3 県は、行政活動の評価に関する情報を随時公表し、行政活動について県民に説明する責務を果たし、行政運営の透明性の向上を図るものとする。

## 第2章 知事が行う評価

### 第1節 実施等

#### (実施)

第4条 知事は、その所掌に係る政策、施策及び事業について、次に掲げる評価を自ら行うものとする。

- 一 前年度の政策、施策及び事業について、それらの全体の体系及び相互の関係を踏まえて包括的に行う評価
- 二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる事業について、事業に着手する前（イに掲げる事業に係るものに限る。）又は着手した後一定の期間を経過したときに行う評価

イ 大規模な事業で規則で定めるもの

ロ 公共事業で規則で定めるもの

- 三 前2号に掲げるもののほか、事業について主として効率性の観点から行う評価その他の規則で定める評価

2 前項の評価の具体的な範囲、時期、基準及び方法については、規則で定める。

#### (書面の作成等)

第5条 知事は、前条第1項第1号又は第2号の評価を行うに当たっては、当該評価の対象とする政策、施策又は事業の概要、それらの県民生活及び社会経済に対する効果その他の当該評価に係る事項を記載した書面を作成しなければならない。

2 知事は、前項の書面を作成したときは、速やかに、当該書面及びその要旨を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表は、書面及びその要旨を縦覧に供するほか、インターネットの利用その他の県民が情報を容易に入手することができる方法で行わなければならない。

### 第2節 評価への県民参加

#### (県民参加の機会の確保)

第6条 知事は、第4条第1項の評価を行うに当たっては、県民の参加の機会を確保する措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (県民の満足度等の把握等)

第7条 知事は、第4条第1項第1号の評価を行うに当たっては、その所掌に係る政策、施策及び事業に関する県民の満足度、重視度その他の意識に関する情報を、社会調査（社会の構成員の意識その他の社会の実情に関する調査であって、一定の技術的な手法を用いて、必要な情報を社会の構成員から直接又は間接に収集し、整理し、及び分析する一連の過程を経て行うものをいう。）の方法等により把握し、当該評価に適切に反映させるものとする。

2 知事は、前項の規定により把握した県民の意識に関する情報を分かりやすい形で説明する書面を作成し、作成した後速やかに、これを公表しなければならない。この場合においては、第5条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により県民の意識に関する情報を把握する場合におけるその時期及び方法については、規則で定める。

(委員会の意見の聴取等)

第8条 知事は、第4条第1項第1号又は第2号の評価を行うに当たっては、宮城県行政評価委員会(次項において「委員会」という。)の意見を聴き、その意見を当該評価に適切に反映させるものとする。

2 知事は、前項の規定により委員会の意見を聴く場合においては、委員会に対し、第5条第1項、前条第2項及び次条第2項の書面その他審議に必要な書面を提出するものとする。

(県民の意見の聴取等)

第9条 知事は、第4条第1項第1号又は第2号の評価を行うに当たっては、県民の意見を聴き、その意見を当該評価に適切に反映させるものとする。

2 知事は、前項の規定により県民の意見を聴いたときは、当該意見を取りまとめた書面を作成し、作成した後速やかに、これを公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による県民の意見の反映の状況を分かりやすい形で説明する書面を作成し、作成した後速やかに、これを公表しなければならない。

4 第5条第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

5 第1項の規定により県民の意見を聴く場合におけるその時期及び方法については、規則で定める。

### 第3節 評価結果の取扱い

(評価書の作成等)

第10条 知事は、第4条第1項の評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

一 評価の対象とした政策、施策又は事業の概要

二 前号の政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法

三 評価の結果

四 その他規則で定める事項

2 知事は、前項の評価書を作成したときは、速やかに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。この場合においては、第5条第3項の規定を準用する。

(評価結果の反映等)

第11条 知事は、第4条第1項の評価の結果をその所掌に係る政策、施策及び事業に適切に反映させ、行政運営の効率性及び質の向上を図らなければならない。

2 知事は、前項の規定による評価の結果の反映の状況について説明する書面を作成し、作成した後速やかに、当該書面及びその要旨を公表しなければならない。この場合においては、第5条第3項の規定を準用する。

(議会への報告)

第12条 知事は、第4条第1項第1号及び第2号の評価の結果の概要を、当該評価に係る第10条第1項の評価書を作成した後速やかに、議会に報告しなければならない。

2 知事は、第4条第1項第1号及び第2号の評価の結果の前条第1項の規定による反映の状況を、当該評価に係る同条第2項の書面を作成した後速やかに、議会に報告しなければならない。

第3章 知事以外の実施機関が行う評価

(知事以外の実施機関が行う評価)

第13条 知事以外の実施機関は、その所掌に係る政策、施策及び事業について、前章に規定する知事が行う評価に準じて評価を行うものとする。

第4章 雑則

(相互協力)

第14条 実施機関は、行政活動の評価が県として一体的かつ総合的に行われるよう相互に必要な協力を行うものとする。

(評価体制の整備)

第15条 実施機関は、行政活動の評価を適切に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第66号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

# 行政活動の評価に関する条例施行規則

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 政策評価及び施策評価（第3条―第14条）
- 第3章 大規模事業評価（第15条―第21条）
- 第4章 公共事業再評価（第22条―第29条）
- 第5章 事業箇所評価（第30条―第34条）
- 第6章 雑則（第35条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規則は、知事が行う行政活動の評価について、行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （評価の種類）

第2条 条例第4条第1項第1号の評価の種類は、次のとおりとする。

- 一 政策評価
- 二 施策評価

2 条例第4条第1項第2号の評価の種類は、次のとおりとする。

- 一 大規模事業評価
- 二 公共事業再評価

3 条例第4条第1項第3号の規則で定める評価は、事業について主として効率性の観点から行う評価とし、当該評価は、事業箇所評価とする。

## 第2章 政策評価及び施策評価

### （定義）

第3条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 政策評価指標 県の政策に関し、当該政策を構成する施策を単位として、その長期的な目標を定量的又は定性的に示す方法により設定した指標及びその目標値をいう。
- 二 達成度 前条第1項第1号の政策評価（以下「政策評価」という。）及び同項第2号の施策評価（以下「施策評価」という。）を行う年における政策評価指標の目標値に対する現況の値の割合をいう。
- 三 満足度等 条例第7条第1項の政策、施策及び事業に関する県民の満足度、重視度その他の意識に関する情報をいう。

### （政策評価及び施策評価の範囲）

第4条 政策評価は、政策を構成する施策のうち政策評価指標が設定されているもの（次項において「指標設定施策」という。）について行うものとする。

2 施策評価は、指標設定施策を構成する事業について行うものとする。

### （政策評価及び施策評価の時期）

第5条 政策評価及び施策評価は、毎年度、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第

1 項第 3 号に規定する決算の認定についての議案を提出する日の前日までに行うものとする。

(政策評価及び施策評価の基準)

第 6 条 政策評価は、政策の目的の必要性、有効性及び効率性を考慮し、施策の進捗状況等から見て、成果があるかどうかを基準として行うものとする。

2 施策評価は、施策の目的の必要性、有効性及び効率性を考慮し、達成度、満足度等及び社会経済情勢並びに事業の実績及び成果等から見て、成果があるかどうかを基準として行うものとする。

(政策評価及び施策評価の方法)

第 7 条 政策評価と施策評価は、政策、施策及び事業の関係を踏まえて、一連のものとして行うものとする。

2 政策評価は、施策の進捗状況等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第一項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。

3 施策評価は、達成度、満足度等、社会経済情勢、事業の実績、成果等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第二項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。

(社会調査の種類)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の規定による満足度等を把握するための社会調査（以下「社会調査」という。）の種類は、県民意識調査及び対象者意識調査とする。

(社会調査の時期)

第 9 条 県民意識調査における調査票の発送及び回収は、政策評価及び施策評価を行う年度の前年度の末日までに行うものとする。

2 前項の規定により回収した調査票の内容については、集計及び分析をした後、政策評価及び施策評価を行う年度の 6 月 30 日までに取りまとめ、当該政策評価及び施策評価に反映させるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前条の対象者意識調査については、同条の県民意識調査の結果に応じて、又は政策評価及び施策評価の実施に当たり、知事が必要と認める時期に行うものとする。

(社会調査の方法)

第 10 条 社会調査は、次の各号に掲げる調査の種類に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 県民意識調査 無作為に抽出した県民を対象として、調査票を送付し、及び回収する方法により、個人ごとに満足度等を調査する。

二 対象者意識調査 県の特定の施策又は事業により提供される行政サービスの利用者等を対象として、調査票を送付し、及び回収する方法その他の方法により、個人又は団体ごとに満足度等（当該施策又は事業に係るものに限る。）を調査する。

(県民意見聴取の時期)

第 11 条 政策評価及び施策評価における条例第 9 条第 1 項の規定による県民の意見の聴取（以下「県民意見聴取」という。）は、条例第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項の書面を公表した後速やかに、2 週間以上の期間を定めて行うものとする。

(県民意見聴取の方法)

第12条 政策評価及び施策評価における県民意見聴取は、条例第5条第1項の書面に対する意見を公募することにより行うものとする。

2 前項の規定による公募は、郵便、ファクシミリ、電子メール等県民が意見を容易に表明できる手段を用いて行えるようにしなければならない。

3 聴取した県民の意見については、宮城県行政評価委員会（以下「委員会」という。）の審議に資するため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号のいずれかに該当して非開示となる情報を除き、当該意見に対する見解を加えた上で取りまとめ、委員会に提出するものとする。

(政策評価及び施策評価に係る評価書の作成)

第13条 条例第10条第1項第4号の規則で定める事項は、政策評価及び施策評価については、評価に係る委員会の意見及び当該意見に対する県の対応方針とする。

(評価結果の反映)

第14条 知事は、毎年度、翌年度の政策、施策及び事業に関する企画立案、翌年度の予算の編成並びに翌年度の組織の運営方針の決定を行うに当たっては、政策評価及び施策評価に関する情報（政策、施策及び事業に関する企画立案を行う場合に限る。）並びに政策評価及び施策評価の結果を重要な情報として活用し、当該企画立案、予算の編成及び組織の運営方針の決定に適切に反映させるものとする。

### 第3章 大規模事業評価

(大規模事業評価の範囲等)

第15条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める大規模な事業は、県が事業主体である事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。

一 全体事業費が100億円以上の公共事業

二 全体事業費が30億円以上の施設整備事業

2 前項第1号の「公共事業」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業（同条第1項第2号に規定する公用施設に係るものを除く。）に該当する事業であって、農林水産部及び土木部が所管するものをいい、前項第2号の「施設整備事業」とは、それ以外の同条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業に該当する事業をいう。

3 第2条第2項第1号の大規模事業評価（以下「大規模事業評価」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は当該各号に定めるところによる。

一 計画評価 第1項第1号又は第2号の事業について、事業着手（事業に係る基本計画の策定又はそれに相当する行為をいう。以下同じ。）の前に行う評価

二 事業再評価 第1項第2号の事業として前号の計画評価（以下「計画評価」という。）を行った事業について、事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われなかったことが見込まれる場合（計画評価において実施が適切と判定した事業について、計画評価を行った年度から起算して5年度以内に事業着手がなされないことが見込まれる場合を含む。）に行う評価

(大規模事業評価の時期)

第16条 計画評価は、評価の対象とする事業に係る次に掲げる項目の概要が定まった後、当該事業に係る事業着手のための経費を計上する予算を編成するまでに行うものとする。

- 一 事業の必要性
  - 二 事業の規模
  - 三 施設の基本的機能
  - 四 事業の実施場所
  - 五 事業の効果
  - 六 全体事業費
- 2 前項の規定にかかわらず、既に計画評価を行った事業について、事業着手までの間に、当該計画評価に係る同項各号に掲げる項目の概要に著しい変更が生じたときは、再度計画評価を行うものとする。
- 3 前条第3項第2号の事業再評価（以下「事業再評価」という。）は、評価の対象とする事業について、同号に規定する期間の最終年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。

（大規模事業評価の基準）

第17条 計画評価は、次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。

- 一 事業が社会経済情勢から見て必要であること。
  - 二 県が事業主体であることが適切であること。
  - 三 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であること。
  - 四 事業の手法が適切であること。
  - 五 事業の実施場所が適切であること。
  - 六 事業が社会経済情勢から見て効果的であること。
  - 七 事業の実施に伴う環境への影響が少ないこと。
  - 八 事業の経費が適正であること。
- 2 事業再評価は、前項各号及び次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。
- 一 事業の進捗状況が順調でないことについて相当の理由があること。
  - 二 事業を中止した場合に大きな弊害が生ずること。

（大規模事業評価の方法）

第18条 大規模事業評価は、その対象とする事業（以下「対象事業」という。）ごとに、前条の基準について定性的又は定量的に分析した後、県民の視点に立って、当該対象事業を実施し、又は継続することが適切であるかどうかを判定することにより行うものとする。

（県民意見聴取の時期）

第19条 第11条の規定は、大規模事業評価における県民意見聴取の時期について準用する。

（県民意見聴取の方法）

第20条 第12条第1項から第3項までの規定は、大規模事業評価における県民意見聴取の方法について準用する。

（大規模事業評価に係る評価書の作成）

第21条 条例第10条第1項第4号の規則で定める事項は、大規模事業評価については、評価の経過及び評価に係る委員会の意見とする。

第4章 公共事業再評価

（公共事業再評価の範囲）

第22条 条例第4条第1項第二号ロの規則で定める公共事業は、県が事業主体である第15条

第2項に規定する公共事業であつて、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため緊急に行ふ必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。）とする。

- 一 事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手續又は工事のいずれも行われ  
ないことが見込まれるもの
- 二 事業着手をした年度から起算して10年度（国庫補助事業であつて当該国庫補助事業を所  
管する省庁においてそれ以外の期間が定められているものについては、当該定められた期間）  
以内に事業の完了が見込まれないもの（県単独事業であつて、事業着手をした年度から起算  
して11年度以内に事業の完了が見込まれるものを除く。）
- 三 第2条第2項第2号の公共事業再評価（以下「公共事業再評価」という。）を行った年度  
の翌年度から起算して5年度（国庫補助事業であつて当該国庫補助事業を所管する省庁にお  
いてそれ以外の期間が定められているものについては当該定められた期間とし、下水道事業  
については10年度とする。）以内に、用地買収の手續若しくは工事のいずれも行われな  
いことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの（県単独事業であつて、公共事業再  
評価を行った年度の翌年度から起算して6年度以内に事業の完了が見込まれるものを除く。）
- 四 事業の準備又は計画に係る調査費（国庫補助の対象になるものに限る。）が予算に計上さ  
れた年度から起算して5年度以内に事業着手をしないことが見込まれるもの（地域高規格道  
路事業及びダム事業に限る。）
- 五 社会経済情勢の急激な変化、住民の要望の変化等事業の円滑な推進に課題を抱えており、  
特に今後の展開について判断が必要とされるもの

（公共事業再評価の時期）

第23条 公共事業再評価は、次の各号に掲げる公共事業の区分に応じ、当該各号に定める時期  
に行うものとする。

- 一 前条第1号から第4号までに掲げる公共事業 同条第1号から第4号までに規定する期間  
の最終年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。
- 二 前条第5号に掲げる公共事業 評価を行う年度において、翌年度の予算を編成するまで  
に行うものとする。

（公共事業再評価の基準）

第24条 公共事業再評価は、次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。

- 一 事業の進捗状況が順調であること又は順調でない場合にあつては、相当の理由があること。
- 二 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化に対応していること。
- 三 事業の実施とその代替案とを比較検討した場合、当該事業の実施が妥当であること。
- 四 事業の経費の縮減について検討した内容が適正であること。
- 五 事業の経費に対する効果の比率が適正であること。

（公共事業再評価の方法）

第25条 公共事業再評価は、その対象とする公共事業（以下「対象公共事業」という。）ごと  
に、前条の基準について定性的又は定量的に分析した後、県民の視点に立って、当該対象公共  
事業を継続することが適切であるかどうかを判定することにより行うものとする。

（県民意見聴取の時期）

第26条 第11条の規定は、公共事業再評価における県民意見聴取の時期について準用する。

(県民意見聴取の方法)

第27条 第12条第1項から第3項までの規定は、公共事業再評価における県民意見聴取の方法について準用する。

(公共事業再評価に係る評価書の作成)

第28条 条例第10条第1項第4号の規則で定める事項は、公共事業再評価については、評価の経過及び評価に係る委員会の意見とする。

(国庫補助事業に関する特例)

第29条 国庫補助事業について公共事業再評価を行うに当たり、当該国庫補助事業を所管する省庁から公共事業再評価のための指針等が示された場合は、この規則によるほか、当該指針等に従って公共事業再評価を実施するものとする。

2 知事は、国庫補助事業を所管する省庁の担当部局と、適宜協議を実施するなど、密接な連携及び調整を図るものとする。

## 第5章 事業箇所評価

(事業箇所評価の趣旨)

第30条 第2条第3項の事業箇所評価（以下「事業箇所評価」という。）は、事業種別ごとの実施予定箇所の優先度について透明性を高めることにより、事業の効率性等の向上に資するため行うものとする。

(事業箇所評価の範囲)

第31条 事業箇所評価は、次に掲げる事業の実施予定箇所のうち、事業箇所評価を実施する年度の翌年度以降3年度以内に実施を予定しているものについて行うものとする。

- 一 県が事業主体である第15条第2項に規定する公共事業
  - 二 県以外が事業主体である第15条第2項に規定する公共事業であつて、県がその経費を助成しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、事業箇所評価は行わないものとする。
- 一 災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業
  - 二 維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業

(事業箇所評価の時期)

第32条 事業箇所評価は、毎年度、10月1日から11月30日までの間に行うものとする。

(事業箇所評価の基準)

第33条 事業箇所評価は、事業の必要性、有効性及び効率性を基準として行うものとする。

2 知事は、事業の特性に応じ、前項の基準以外の基準を追加することができるものとする。

(事業箇所評価の方法)

第34条 事業箇所評価は、前条の基準により事業ごとに定めた評価指標を使用して、実施予定箇所ごとに優先度を数値化して比較することにより行うものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、知事が行う行政活動の評価について、条例

及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。  
(従前の評価を行った事業に関する特例)
- 2 この規則の施行前に宮城県大規模事業評価実施要領（平成13年3月29日付け政第66号企画部長通知）による廃止前の宮城県大規模事業評価要綱（平成11年5月17日付け政第11号企画部長通知）第2条に規定する計画評価を行った事業については、当該計画評価をこの規則に基づく計画評価とみなして、この規則の規定を適用する。
- 3 前項の規定によりこの規則の規定が適用されることとなる事業のうち、計画評価の結果、実施が保留となっているものについては、事業再評価は、当該保留が解除された年度から起算して5年度以内に工事が行われなことが見込まれる場合に、当該期間の最終年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。
- 4 この規則の施行前に宮城県行政評価要綱（平成13年2月26日付け政第57号企画部長通知）第3条第1項第4号に規定する公共事業再評価又は宮城県公共事業再評価実施要領（平成13年4月10日付け土総第16号土木部長通知）による改正前の宮城県公共事業再評価実施要領（平成10年11月26日付け土企第261号土木部長通知）第1に規定する再評価を行った事業については、当該公共事業再評価及び再評価をこの規則に基づく公共事業再評価とみなして、この規則の規定を適用する。
- 5 平成10年度において、事業着手の後5年以上を経過し、かつ、用地買収の手続又は工事のいずれも行われていない事業として前項の再評価を行った事業については、第22条第2号の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。